

～奈良県橿原市での暮らしを体験してみませんか？～

かしはらし
橿原市移住希望者
お試し滞在補助金

受付期間：令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。予めご了承ください。

※滞在最終日が令和8年3月20日(金)の方までが対象です。

奈良県第2の市であり「日本国はじまりの地」の橿原市。大阪や京都、名古屋などへのアクセスが良く、市内の買い物スポットや医療環境も充実しています。平坦な地形のため、車がなくても住みやすいまちです。

移住後の暮らしを体験するために、橿原市内の対象宿泊施設に2泊3日以上滞在する場合、交通費や宿泊費の一部を補助します！

※2名の場合、**最大85,000円！**



補助の対象となる方

以下のすべてに該当していることが条件です。

- (1) 奈良県外在住で、生活の拠点を橿原市に置いていない方。
- (2) 申請日以前に、橿原市の移住イベントやオンライン等で移住相談を行った、18歳以上の移住検討者。また、その方の同行者1名。
※3名以上でお越しの場合は、そのうちの2名のみがこの補助金の対象となります。同行者の方の年齢制限はありません。もちろん、お1人での滞在也大歓迎です。
- (3) 橿原市内の対象宿泊施設に2泊3日以上滞在する方。
※対象宿泊施設については、裏表紙をご確認ください。
- (4) 滞在期間中、対象訪問場所のうち、3か所以上を訪問する方。
※対象訪問場所については、裏表紙をご確認ください。
- (5) 滞在期間中、先輩移住者や対象宿泊施設のオーナーとの交流を図る方。
※事前相談時に、移住後の暮らしのイメージや移住にあたり不安に感じていることなどをお伺いし、先輩移住者とマッチングさせていただきます。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方。

補助対象経費・補助上限額

※交通費、宿泊費にかかるキャンセル料については、対象外です。

- (1) 申請者と同行者の自宅の最寄り駅から、橿原市内の最初の目的地（駅）までの移動にかかる、公共交通機関利用料などの経費。
⇒1人あたり、実費負担分の2分の1（上限10,000円）
- (2) 橿原市内の最後の目的地（駅）から、申請者と同行者の自宅の最寄り駅までの移動にかかる、公共交通機関利用料などの経費。
⇒1人あたり、実費負担分の2分の1（上限10,000円）
- (3) 対象宿泊施設でかかる宿泊費。
⇒1人1泊あたり、飲食代以外の実費負担分の2分の1（上限5,000円）
※1人あたり上限20,000円
- (4) 滞在期間中に、橿原市内での移動にかかる、公共交通機関利用料やレンタサイクル代、レンタカー代などの経費。
⇒1組あたり、実費負担分の2分の1（上限5,000円）

提出書類

【補助金申請時】

- ① 檀原市移住希望者お試し滞在補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助対象経費確認シート（様式第2号）
- ③ お試し滞在計画書（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 申請者の本人確認書類のコピー
※顔写真付きのものであれば1点、そうでない場合は2点必要です。
- ⑥ 申請者と同行者の住所を確認できる書類の写し
※申請者については、⑤に住所の記載があれば⑥は提出不要です。

【変更申請時 ※該当する方のみ】

- ① 檀原市移住希望者お試し滞在補助金交付変更承認申請書（様式第7号）
- ② 補助金申請時に提出した書類のうち、変更が生じたもの

【実績報告時】

- ① 檀原市移住希望者お試し滞在補助金実績報告書（様式第12号）
- ② 補助対象経費報告シート（様式第13号）
- ③ お試し滞在報告書（様式第14号）
- ④ 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し
※公共交通機関利用料などの領収書を取得してください。
- ⑤ 訪問場所で撮影した写真
※申請者や同行者が写っているものをご提出ください。
- ⑥ アンケート

【請求時】

- ① 檀原市移住希望者お試し滞在補助金交付請求書（様式第16号）
- ② 振込先口座を確認できる書類の写し（通帳の写しなど）



フロー

1. 事前相談・宿泊施設の予約

滞在初日の3週間前（土日祝の場合は直前の平日）までに、橿原市地域振興課へお電話ください。予算枠があるかどうかをお伝えし、事前相談を受け付けます。その際は、過去の移住相談履歴の確認、申請予定者の年齢や居住地、滞在希望期間などの聞き取りを行います。（ただし、過去の相談履歴がない方は、移住相談から始めさせていただきます。）

事前相談後、対象宿泊施設への予約を行ってください。その際は必ず、「橿原市移住希望者お試し滞在補助金の申請予定者」だとお伝えしてください。



2. お試し滞在の準備・先輩移住者とのマッチング

橿原市担当者と連携しながら、3か所の対象訪問場所の選定など、お試し滞在の準備をします。往復の交通手段の手配はご自身で行ってください。その際、領収書など支払いを証明する書類を取得しておいてください。

先輩移住者とのマッチングは、橿原市担当者が行います。



3. 補助金申請・交付決定

滞在初日の2週間前（土日祝の場合は直前の平日必着）までに、橿原市へ申請書類一式を提出してください（郵送による提出、またはオンライン申請フォームから申請）。書類の内容を審査し、滞在初日の前日までに交付決定通知をお送りします。

オンライン申請フォームはこちら⇒
(URL : <https://logoform.jp/f/f0Z3a>)





4. 変更申請・変更承認決定 ※該当する方のみ

申請内容に変更（往路復路や金額の変更）が生じた場合は、必ず滞在前に檀原市担当者までご連絡ください。内容によって、該当するかどうかを決定します。
該当する方は、檀原市が指定する日までに書類一式を提出してください（メール提出可）。書類の内容を審査し、変更承認決定通知をお送りします。



5. 檀原市を訪問・滞在

申請書類の内容に沿って、檀原市での暮らしを体験してください！
対象訪問場所では、申請者や同行者が写っている写真を撮影し、宿泊費や檀原市内で利用した公共交通機関などの利用料については、領収書を取得してください。



6. 実績報告・交付額確定

お試し滞在の最終日から30日以内に、檀原市へ実績報告書類一式を提出してください（メール提出可）。書類の内容を審査し、交付額確定通知をお送りします。



7. 請求書の提出・お振込み

交付額確定通知が届いたら、檀原市移住希望者お試し滞在補助金交付請求書を檀原市へ提出してください。その際、通帳やキャッシュカードの写しなど、お振込み先の口座情報が確認できるものを添付してください。
ご提出いただいた内容でお振込みの処理を行います。



対象宿泊施設

- 大和八木ゲストハウス笑顔
- ゲストハウスはじまり
- ゲストハウス大和路
- ゲストハウスかしはら（inグッドモーニング坊城）
- 嘉雲亭
- 農家のオーベルジュこもれび
- HANARE屋
- 一三屋



対象訪問場所

こちらは、あくまでも一例です。他に訪問したい場所がある場合はご相談ください。
訪問場所のカテゴリーが偏らないよう、調整しながら決定します。

（１）歴史スポット

橿原神宮、神武天皇陵、藤原宮跡、大和三山（香具山・畝傍山・耳成山）、
今井まちなみ交流センター華薔、おふさ観音、八木札の辻交流館、久米寺、
新沢千塚古墳群公園、益田岩船、歴史に憩う橿原市博物館 など

（２）お買い物スポット

イオンモール橿原、近鉄百貨店橿原店、まほろばキッチン橿原店 など

（３）子育て関係スポット

橿原市昆虫館、橿原市立こども科学館、橿原市立図書館、橿原運動公園、
東竹田近隣公園、曾我川緑地公園 など

まずは、下記までご連絡ください。
詳細については、橿原市ホームページでもご確認いただけます。

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18
橿原市役所 地域振興課
TEL: 0744-21-1117
MAIL: chiikishinko@city.kashihara.nara.jp

HPはこちら

